

坂本龍馬生誕 190 年ロゴ ガイドライン

令和 7 年は坂本龍馬生誕 190 年です。

高知市では坂本龍馬生誕 190 年を記念し、ロゴを作成いたしました。ロゴを使用する場合は、本ガイドラインに準じて使用してください。



(著作権)

本ロゴの著作権は高知市観光魅力創造課が有するものとします。

(使用範囲)

本ロゴは、商用利用、非商用利用に関わらず、「坂本龍馬」を顕彰する事業及び物品等への使用に限ります。

(使用期間)

本ロゴの使用は、令和 8 年 3 月 31 日までとします。

(使用申請)

本ロゴを使用する場合は、事前に高知市観光魅力創造課へ連絡のうえ、ロゴデータの提供を受けてください。

(使用料)

本ロゴの使用料は無料とし、坂本龍馬生誕 190 年記念広告の取り扱いとします。

(使用条件)

本ロゴの使用に際し、次の各項を遵守してください。なお、遵守事項に沿うか否かについて、疑義が生じた場合は、高知市観光魅力創造課にお問合せください。

- (1) ロゴの改変、トリミング、縦横比等の変更をしないこと。
- (2) ロゴに吹き出しを付け、セリフを言わせるなどの加工をしないこと。
- (3) 「坂本龍馬」と関わりのない物事に使用しないこと。
- (4) クレジットの表示は必要ありません。

(免責事項)

高知市は、本ロゴを使用したことにより生じた使用者の損害及びトラブルについて、一切の責任を負いません。

高知市観光魅力創造課 担当：佐藤，奥宮

[TEL : 088-803-4319](tel:088-803-4319)

E-mail : kc-151900@city.kochi.lg.jp